



=速達= =配達証明=

〒162-8711
東京都新宿区

複写

株式会社新潮社
代表取締役 佐藤 隆信 殿



102 - 85 - 05861 - 5

複写

〒100-0005

東京都千代田区

祝田法律事務所
株式会社RVH 代理人弁護士 川村一博
同 村松 頼信

複写

複写

複写

複写



複写



受付通番 : 2017062217191500100001 号

平成 29 年 6 月 22 日

〒162-8711 東京都新宿区
株式会社新潮社
代表取締役 佐藤 隆信 殿

〒100-0005
東京都千代田区
祝田法律事務所
電話 03-
FAX 03-
株式会社 RVH
代理人弁護士 川 村 一 博
同 村 松 頼 信

通 知 書

冠省

当職らは、株式会社 RVH（以下「当社」といいます。）を代理して、貴社に対して、以下のとおり通知します。

貴社は、本年 6 月 21 日に、貴社が運営する情報提供サイト「フォーサイト」において、「『解約殺到』でも『奇っ怪買収』で拡大する『脱毛エステ』の危うさ」と題する記事（以下「本件記事」といいます。）を掲載しました。しかし、本件記事は、以下のとおり、当社の信用を違法に毀損するものであると言わざるを得ません。

1. 本件記事は、当社が行う買収について、タイトルにおいて「奇っ怪買収」と表現し、本文ではその手法が「一種奇術的錬金術的」、「買収方法はまるで奇術だ」、「『たかの』買収手法も奇っ怪だ」などと記載し、あたかも問題がある異常な買収手法であるかのような記載をしています。しかし、当社が採用した手法は、通常の M&A 取引で一般に行われる手法であり、奇怪、奇術的などの表現をされるような内容では全くありません。

受付通番：2017062217191500100001 号

1 / 4 頁

2. 本件記事のタイトルに「解約殺到」と記載され、また、「返済資金力なし」という段落では、「予約の困難さから解約が後を絶たないという構造的問題」と記載されています。しかし、ミュゼプラチナム及びコロリーのサービスに関し、本年及び昨年において、解約件数は例年よりも減少している傾向にあります。当社グループのサービスに上記のような構造的な問題はないと考えますし、「解約殺到」という表現は、何ら事実に基づかない虚偽の内容です。
3. 本件記事において、「経営危機に瀕していたエステ最大手『たかの友梨ビューティクリニック』」と記載していますが、たかの友梨ビューティクリニックが経営危機に瀕していたとする根拠も不明であり、この内容は事実と異なります。
4. 本件記事では、「意図的に誤解させる広告手法」という段落において、「いかにも安いと思わせるためか、わざわざ4分の1の価格『2309円』（エタラビ会員）を表示している」と記載していますが、これは、エターナルラピリンスがサービスを4分の1に分割して提供していたことを受け、お客様に1回当たりのサービスの価格をお分かりいただきやすいように価格を表示しているにすぎません。また、「この優遇措置を受けられるのは、すでに全額を支払い済みだった顧客に限定している」と記載されていますが、当社は、信販契約を利用するお客様に対し、全額を支払い済みであるか否かを問わず、当社グループが無償でサービスを提供するという優遇措置を既に講じているにもかかわらず、その事実を無視し、あたかもすでに全額を支払い済みだった顧客に対してのみ優遇措置を提供しているような記載は事実と反した虚偽の内容のもので、また、本件記事では「本来ならばそのまま施術を受けられるはずだった顧客からさらに追加料金を取っているようなもので、これのどこが『優遇』なのか」と記載されています。しかし、当社は、株式会社グローワール・ブリエ東京（以下「GB社」といいます。）の破綻前の段階でGB社の顧客から対価を頂くことは一切なかったところ、GB社の破たん後に、サービスを受けられなくなる消費者を保護するためGB社における本来の対価額の35%という安価でサービスを提供しており、「これのどこが優遇なのか」というような批判は、全く根拠がないものと考えます。さらに、本件記事は、「colorée（コロリー）」が行う広告の内容について、「『その広告手法は、昨年業務停止を受けた内容とほぼ同様か、さらに誤解させやすくしている。たとえば『3か月分無料』などと宣伝しているが、実際には36回分割払いの開始が3か月“先送り”になるだけで、決して無料になるわけではない。意図的に誤解させるように欺く手法で、かなり悪質』（消費者問題に詳しい弁護士）」と記載されていますが、コロリーのサービスにおいて、実際に3か月分が無料となるサービスが行われており、かかる記載は事実に基づかない虚偽のものであり、「意図的に誤解させる広告手法」というサブタイトルも事実と異なっています。本件記事は、当社の広告について、「再び行政処分を受けかねない内容」と記載していますが、これも事実に基づかない

虚偽の内容です。また、本件記事は、「ミュゼプラチナム」及び「コロリー」のサービスについて、「施術の内容が『医師法違反』に当たるのでは」と記載していますが、この記載の根拠についても不明確といわざるを得ません。

5. さらに、本件記事は、当社の代表取締役である沼田英也（以下「沼田」といいます。）が過去に行った行為に関連し、現時点で、沼田に反社会的勢力との関係が疑われ、当社のガバナンス、コンプライアンス上の問題があるかのような記載をしています。当社は、貴社の質問書に対し、本月 20 日付で、「当社の代表取締役である沼田英也は、反社会的勢力との関わりはございません。また、当社においても、反社会的勢力が当社の経営に関与した事実はありません。ご指摘の点については、当社は、沼田から、当時において違法性がない業務上の行為であったと認識していること、また、その点について弁護士の確認をとった旨の報告を受けています。」と回答いたしました。それにもかかわらず、記事では、「裏金のやり取りをしていた暴力団、少なくとも反社と認識していたその相手と沼田氏らとの現在の関係は不明である」などと記載し、当社の回答をあえて無視する内容となっています。

以上のとおり、本件記事は、上記の点において、事実と異なる記述内容が含まれ、事実の一部のみを取り上げ当社に不利に評価するなどしており、当社及び当社グループの信用を毀損するものと言わざるを得ません。なお、貴社は、当社に事実を確認することが極めて容易であるにもかかわらず、平成 29 年 6 月 20 日付質問書（同日午前 11 時 40 分ころに当社に到達）により、同月 21 日午前 10 時までに回答せよという極めて短い期限を区切って質問をただけであり、しかも、貴社は、回答期限前の同日午前 9 時 22 分までには本件記事を貴社ウェブサイトに掲載していました。加えて、当該質問書は、本件記事に記載された事実関係のうちごく一部を確認するという内容でした。このような杜撰な事実確認手法が採られたのは、そもそも貴社が当社及び当社グループの信用を害する内容の記事を作成しようという意図を持っており、この質問書も事実確認を行ったという体裁を整えるためのものでしかなく、当社からの回答を踏まえて本件記事を作成する意思は毛頭存在しなかったと強く推認できます。このような態度は、責任あるマスメディアとして、いたずらに顧客等の不安を煽るものであり、極めて不適切であるといわざるを得ません。

そこで、当社は、本通知書をもって、貴社に対し、本件記事の上記の点を直ちに修正し、謝罪広告を掲載することを求めます。

本通知書が貴社に到着した後 7 日以内に、貴社が当社の要求に応じない場合には、法的措置を採らざるを得ない場合もありますので、上記の措置を速やかに実行していただくよう、お願いいたします。

なお、当職らは、本件に関する一切の事項につきまして委任を受けていますので、今後のご連絡等は全て当職ら宛てにしてください。

不-

複写

複写

複写

複写

複写

差出人 〒100-0005
東京都千代田区 祝田法律事務所
株式会社RVH 代理人弁護士 川村一博

同 村松 頼信

受取人 〒162-8711
東京都新宿区

株式会社新潮社

代表取締役 佐藤 隆信 殿



この郵便物は平成29年6月22日
第10285058615号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番: 2017062217191500100001 号
4 / 4 頁

